

職場で感染者が発生した場合には

(2021.8.18)

公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部



★ 社員・従業員が感染した場合

◇ 速やかな情報共有と的確な対応

- 1 社員・従業員・職員（以下「社員等」といいます）から感染した旨の報告があった場合は、速やかに責任者や労務（安全衛生管理）担当者へ伝え情報を共有することになります。
- 2 感染した場合には社員等の住居地の保健所が対応しますが、保健所が繁忙のため連絡や入院等の調整が遅れます。自宅療養になった場合は、それまでの間のサポートが必要です。
- 3 並行して社員等の濃厚接触者の確認を行いましょ。う。
- 4 感染した社員等の個人情報の取扱いには注意しましょ。う。

◇ 保健所からの関与（積極的疫学調査《濃厚接触者の確認や検査等》）がなくなりました

これまでは感染した社員等の住居地にある保健所から勤務先を所管する保健所に連絡があり、その保健所から勤務先に連絡が入ることになっていましたが、感染者数急増のため保健所が繁忙となり、所管する保健所から事業所等への連絡はなくなりました。

💡社員等が濃厚接触したかどうかの確認は、職場の責任者自らが関係行政機関から示された基準（次頁参照）により判断し、職場内の二次感染（職場内クラスター）・三次感染（顧客等への感染拡大）を防ぐように迅速に対応することが求められます。

★ 職場（勤務先）の対応

◇ 報告・連絡・相談の速やかな対応（日頃より万が一に備え事前の準備を）

- 1 感染した社員等の接触状況を確認するために、机の配置等のレイアウト、職員の勤務状況、会話の有無・行動を聴取します。
- 2 具体的には感染した社員等との接触状況（感染者と接触した社員等の双方）距離・時間・マスクの有無（例えばマスクはしているが鼻やアゴを出す傾向があったかどうかも確認の対象となります）、接触した内容（行動履歴・職務内容、会食の有無、通勤状況等）を総合的に判断します。
- 3 社員等を濃厚接触者として確認した場合には、自覚症状の有無により、別途医療機関への受診、抗原検査や PCR 等の自費検査や自宅待機等について速やかに具体的な行動をとります。
- 4 職場の消毒を行います。職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド 21 頁（⇒次頁 QR コード参照）
- 5 同一職場でクラスターが発生するなどの深刻な状況にならない限り、必ずしも営業（業務）停止や職場閉鎖を求められることはありません。

💡感染した社員等の症状にもよりますが、現在のところ感染者が急増している関係で、最近では症状が認められる感染者でも入院ではなく、自宅療養や宿泊療養になっています。例えば自宅療養となった場合の事前の備え（⇒次頁《参考》参照）が必要となります。

💡これまでは感染した社員等との濃厚接触者は通常保健所（保健師）が判断してきましたが、事業所等への関与がなくなったため職場で濃厚接触者を暫定的に決めて対応する必要もあります。 ⇒次頁

◇ 濃厚接触者の確認と具体的な対応

1 濃厚接触者の定義（国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」より抜粋・以下QRコード参照）

患者（「無症状病原体保有者」を含む）の感染可能期間において当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでに接触した者のうち次の範囲に該当する者をいいます。

- (1) 患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- (2) 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- (3) 手で触れることが出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者と1.5分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染症を総合的に判断する）。*休憩室や食堂等で同席して会話しながら昼食等をとるような事例が該当します。

💡この定義は令和3年1月8日に改訂された上記実施要領からの抜粋ですが、デルタ株に置換になる前の資料のため、現在主流となっているデルタ株は感染力が強いことから、上記定義を当てはめる際には厳しめに判断することが必要と思われます。

2 社員等を濃厚接触者と判断する場合

定義に基づき、“保健師のための積極的疫学調査ガイド（第2.1版）”や“職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド”をもとに判断します。

- (1) 速やかに帰宅させ自宅待機とします。その間（原則として2週間）、次の(2)の対応を検討します。
- (2) これまでと異なり、保健所の関与（濃厚接触者の認定や初期スクリーニング検査（PCR検査））はなくなりましたので、濃厚接触者と認められた場合には、例えば職場内での二次感染等を防ぐために、自覚症状がない場合には職場（勤務先）で抗原検査キットやPCR検査キットを用意し自前で検査し確認するなど、自衛の対応策を講じることも必要になります。発熱や咳等の自覚症状がある場合には、速やかに発熱外来の専門病院やかかりつけ医に事前に連絡して受診し医師の診察を受けることになります。

《参考》自宅療養について（新型コロナウイルス感染症自宅療養者向けハンドブック/東京都福祉保健局より抜粋）

☆自宅での感染予防 8つのポイント

- 1 部屋を分けましょう
- 2 感染者の世話をする人は、できるだけ限られた方にしましょう
- 3 感染者・世話をする人は、お互いにマスクをつけましょう
- 4 小まめに手を洗いましょう
- 5 日中はできるだけ換気（外に向かって排気）をしましょう
- 6 手のよく触れる共用部分をそうじ・消毒しましょう
- 7 汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう
- 8 ゴミは密閉して捨てましょう

💡デルタ株対策として特に換気の励行が求められます。

《参考》自宅療養フォローアップセンター（東京都福祉保健局）

☆保健所からの依頼により支援を実施

- 1 LINE または電話による健康観察
- 2 食料の配送（1週間分）
- 3 専用電話相談（24時間対応）
- 4 パルスオキシメーターの貸与
- 5 地域医療との連携

💡体調が悪化したときは、地域の医師が電話やオンライン、訪問での診療を行い、必要な場合には入院治療につなげます。

*繁忙により対応に遅れ等が生じています。

◇ 感染した社員等の職場復帰

- 1 保健所や主治医と相談のうえ次の2の条件を満たす状態を確認の上、職場に復帰させましょう。
- 2 職場復帰の目安は次の(1)と(2)の両方の条件を満たすことが必要です。
 - (1) 発症後に少なくとも10日が経過していること。
 - (2) 薬剤を服用していない状態で、解熱後少なくとも72時間が経過しており、発熱以外の症状が改善傾向であること。①解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない、②咳・倦怠感・呼吸苦等の症状が改善傾向
- 3 復帰後1週間程度は、毎日の健康観察、マスクの着用、人との距離を2m程度に保つことなどの感染予防対策を徹底し、体調不良を認める場合には出勤を控えるようにしましょう。



職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド（公社）日本産業衛生学会



保健師のための積極的疫学調査ガイド（第2.1版）



新型コロナウイルスに関するQ&A企業の方向け（厚労省）



自宅療養者向けハンドブック（東京都）



新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（国立感染症研究所）

💡このガイド（概要版）は、厚生労働省が参考資料として薦める（公社）日本産業衛生学会・（一社）日本渡航医学会の共同文書“職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド（第5版）”に準拠し、内閣府、国交省や厚労省（国立感染症研究所）、並びに東京都等の新型コロナウイルス感染症対策サイトの関連情報を引用しています。詳細は上記QRコードによりご確認ください。変異株の置換により旧来のウイルスを前提とした資料は陳腐化している場合がありますので、適時最新情報をご確認ください。